

変更の理由

(1) 組織改正に伴う計量管理組織の変更

(原子炉施設)

- ・安全管理課の核燃料物質の計量管理に関する業務を施設保安課に移管し、安全管理課を削除する。

(使用施設)

- ・安全管理課の核燃料物質の計量管理に関する業務を施設保安課に移管し、安全管理課を削除する。
- ・電気保全課の核燃料物質の計量管理に関する業務を設備保全課に移管し、電気保全課を削除する。
- ・燃料環境課の核燃料物質の計量管理に関する業務を施設管理課に移管し、燃料環境課を削除する。

(2) 原子炉及び炉外燃料貯蔵槽から燃料池への燃料体取り出し作業完了に伴う変更

(原子炉施設)

- ・原子炉の運転時に使用する測定機器を削除する。
- ・測定機器の削除に伴い計量管理組織から電気保全課を削除する。
- ・運転記録の記録時期を変更する。

以上